

セカンドオピニオンの ご案内

あなたの悩みや不安を

お話しませんか

あなたのために

いっしょに考えてみましょう。



那 覇 市 立 病 院

住所 那覇市古島2丁目31番1

電話 (098)-884-5111 (代表)

◆1 セカンドオピニオンとは

- (1) 那覇市立病院におけるセカンドオピニオンとは、当院以外の医療機関に通院または入院している患者さんが、当院の専門医師に対し、自分の病状や診断、治療方針などについて相談し、今後どのようにしたら良いかを、ご自身で決定するのに役立てて頂くことを目的として意見や判断を求めることをいいます。
- (2) 従いまして、当院のセカンドオピニオンにおいては、検査や診療行為は一切行いません。
- (3) セカンドオピニオンが終了しますと、主治医（かかりつけ医）にその内容を報告する事になります。また、転院を目的としておりませんので主治医の元へお帰り頂くことになります。



◆2 セカンドオピニオンの利点は

- (1) セカンドオピニオンを受けることにより、主治医の診断、治療内容および方法などの妥当性が再確認され、納得して現在の治療などに取り組むことが出来るようになります。
- (2) また、主治医が示した治療法以外にも治療法の選択肢が増える可能性もあります。

◆3 どのような方がセカンドオピニオンの対象になりますか

- (1) セカンドオピニオンは原則として患者さんご本人が受けることになります。
- (2) しかし、患者さんが何らかの理由で受診できない場合やその同意があれば家族（※）も受けることができます。但し、この場合は『セカンドオピニオン外来相談同意書』が必要となります。
※家族とは、内縁の夫あるいは妻など、実質的に家族に類する者も含まれます。

◆4 どのような病気がセカンドオピニオンの対象となりますか

当院でセカンドオピニオンを行うことが出来る病気は、当面、わが国に多い 胃がん・大腸がん・肝臓がん・乳がん・肺がん等を中心に行い、その他の疾患については、順次拡大していく予定です。

◆5 窓口はどちらですか

当院のセカンドオピニオンに関する窓口は、地域医療連携室となっております。
1階ロビーの診療費精算機コーナー横、オレンジ色の窓口へお越し下さい。

◆6 どのような受付（予約）をしますか

- (1) セカンドオピニオンは、完全予約制となっており、事前の予約が必要となります
- (2) セカンドオピニオンを希望する患者さんは原則として、直接窓口へお越し頂くか電話により、セカンドオピニオン外来申込書（第1号様式）を提出して、日程、時間及び担当医などを予約します。詳しくは地域医療連携室の窓口にてご説明いたします
- (3) 患者さんが直接申込み出来ない場合や、家族が行う場合は、更にセカンドオピニオン外来相談同意書（第2号様式）の提出が必要となります
- (4) 申込書に基づいて日程や担当医が決定次第、地域医療連携室よりご連絡いたします。なお、申込書を受け取って、返事には数日要する事があります。
- (5) メールでの予約は行っておりません。
※受付・予約の際は、患者さんの状況や相談内容について詳しく伺うことがあります。
予めご了承をお願い致します。



◆7 セカンドオピニオンは那覇市立病院のどこで行われますか

地域医療連携室にて指定した「セカンドオピニオン相談室」にて行います。
プライバシーが確保された個室をご用意しております。

◆8 料金はいくらになりますか

- (1) セカンドオピニオン料金は、保険診療適用外となっておりますので、健康保険等のご利用になれません。全額自己負担となります。
- (2) 一律、1回につき **【11,000円（税込） / 時間】** となっております。
- (3) セカンドオピニオン料金の支払いは、セカンドオピニオン相談が終了した後、1階ロビー内にあります会計窓口でお支払していただくこととなります。



◆9 その他の留意事項について

- (1) セカンドオピニオンを希望する時は必ず、主治医と事前にご相談下さい。
- (2) セカンドオピニオン当日は、予約10分前には地域医療連携室窓口へお越し下さい。



内容によっては、セカンドオピニオンを承れない場合があります。
その場合は地域医療連携室窓口にてご相談ください。

セカンドオピニオンをお受けできない場合

- (1) 予約がない場合
- (2) 当院の専門でない場合
- (3) 主治医の診療情報提供書、検査結果などの資料等を持参しない場合
- (4) 医療費や医療給付に関する内容の場合
- (5) 主治医に対する不満および不平等に関する場合
- (6) 当院での治療および転院等に関する場合
- (7) 医療事故、訴訟準備、裁判係争に関する場合
- (8) その他セカンドオピニオンとして相応しくないと院長が判断した場合

持参する書類について（相談日の前日までにご準備ください）

【必ず必要な書類】

- ・ セカンドオピニオン外来申込書（第1号様式）
- ・ 診療情報提供書（主治医の紹介状）
- ・ 下記の検査資料（該当するものは全て）
 - ① 検査データ
 - ② 画像（CT、MRI、レントゲンなど）
 - ③ 病理組織検査報告書
 - ④ 血液検査
 - ⑤ 心電図

【ご本人ではなくご家族が相談される場合に必要な書類】

- ・ セカンドオピニオン外来相談同意書（第2号様式）
- ・ 続柄の証明できる書類等（運転免許証、健康保険証など）

【その他、予約時に持参して欲しい旨指示のあった書類等】



セカンドオピニオンに関するお問合せ

- | | | |
|----|-------|---|
| ◆窓 | □ | 地域医療連携室（患者サポートセンター） |
| ◆場 | 所 | 1階ロビー診療費精算機コーナー横のオレンジ枠の窓口 |
| ◆受 | 付 時 間 | 平日のみ 9:00～17:00（昼 13:00～14:00 を除く） |
| ◆電 | 話 | (098) 884-5134 |
| ◆F | A X | (098) 886-5502 |
| ◆ホ | ームページ | http://www.nch.naha.okinawa.jp/ |